

議案第 17 号

日出町道路占用料徴収条例の一部改正について

日出町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日出町道路占用料徴収条例（昭和 60 年日出町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 32 条第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本につき	6 3 0
	第 2 種電柱	1 年	9 7 0
	第 3 種電柱		1, 3 0 0
	第 1 種電話柱		5 6 0
	第 2 種電話柱		9 0 0
	第 3 種電話柱		1, 2 0 0
	その他の柱類		5 6

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき	6
	地下に設ける電線その他の線類	1 年	3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 5 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3 4 0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 1 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		4 7 0
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 1 0 0
法第 3 2 条第 1 項 第 2 号に 掲げる物 件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき	2 4
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	1 年	3 4
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		5 1

	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの				68
	外径が 0.2メートル以上 0.3 メートル未満のもの				100
	外径が 0.3メートル以上 0.4 メートル未満のもの				140
	外径が 0.4メートル以上 0.7 メートル未満のもの				240
	外径が 0.7メートル以上 1 メートル未満のもの				340
	外径が 1メートル以上のもの				680
法第 3 2 条第 1 項 第 3 号に 掲げる施 設	自動運 行補助 施設	法第 2 条第 2 項第 5 号 に規定する 自動運行装 置による検 知の対象と して設置す る導線その 他の線類	地 下 に 設 け る も の	長さ 1 メー トルにつき 1 年	3
			そ の 他 の も の		11
		道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	900
		その他のも の	上 空 に 設 け る も の	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	560
			地 下 に		340

			設けるもの		
	その他のもの				1,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		450		
	地下に設ける通路		270		
	その他のもの		1,100		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	90	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	90
		その他のもの		表示面積1平方メートル	900

という。)第 7 条第 1 号に掲げる物件			ルにつき 1 年		
	標識		1 本につき 1 年	9 0 0	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	9	
		その他のもの	1 本につき 1 月	9 0	
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	9	
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	9 0	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	9 0 0	
		その他のもの		4 5 0	
	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1	1, 1 0 0
	令第 7 条第 3 号に掲げる施設			平方メートルにつき 1	A に 0 . 0 3 3 を乗じて得た額

		年	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1 平方メートルにつき1 月	90 110
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる施設			
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占有面積1 平方メートルにつき1 年	Aに0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033 を乗じて得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		Aに0.019 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013 を乗じて得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013 を乗じて得た額
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033 を乗じて得た額

令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033 を乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 （高架のものに限る。）の路面 下に設けるもの	Aに0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

社会経済情勢の変動に対応するため占用料の額の改定等を行い、及び自動運行補助施設に係る占用料の額を設定したいので提出する。